

■省エネルギー対策

⑯給湯器をエネファーム、エコキュートにする工事は、省エネ対策として補助対象になりますか。

- ・既存の住宅の状況が評価基準を満たしておらず、リフォームにより評価基準を満たすようになれば、エネファーム等もこれまで通り特定性能向上工事として補助対象になります。

【例1】既存の住宅が省エネルギー対策等級3に満たない状態から、躯体・開口部を断熱化、エネファーム、エコキュートの高効率な給湯器を導入、省エネルギー対策の評価基準(1)の①～③のいずれかを満たすようになる場合

【例2】既存の住宅が断熱等性能等級4に満たない状態から、躯体・開口部を断熱化、エネファーム、エコキュートの高効率な給湯器を導入、省エネルギー対策の認定基準(1)、(2)のいずれかを満たすようになる場合

【例3】改修タイプA～Dは、以下の状態から評価基準を満たすリフォームを行う場合

- ・対象とする居室の開口部・躯体の断熱性等が評価基準に満たない状態 かつ
 - ・給湯器がエネファーム等ではない状態
- ・エネファーム、エコキュートを補助対象とする場合、既存状態が性能に満たないことを確認できる資料を提出していただきます。具体的な提出資料の内容等は、今後Q&A等でお知らせする予定です。
 - ・上記の確認ができない場合、エネファーム等については、省エネルギー対策であっても防災・レジリエンス性向上工事と同様に、補助対象工事費は45万円が上限になり、その他性能向上工事になります。
 - ・防災・レジリエンス性向上工事に補助対象額の上限が設けられたため、省エネルギー対策でもエネファーム等について、補助対象とする場合の条件を設けます。